

平成 25 年度 第 2 回 燕市行政改革推進委員会

- 【日 時】 平成 25 年 11 月 11 日（月）午後 5 時 30 分～午後 6 時 45 分
【場 所】 燕市役所 1 階 会議室 101、102
【出席者】 委員 五十嵐勝也、池田 弘、梅田豊久、笹川常夫、高橋真由美
滝澤惇三、田村 秀、細野美恵子、山崎綾子（敬称略）
事務局 企画財政部長 五十嵐嘉一、同課長 田辺秀男
同副主幹 田辺一幸、同副参事 柴山文則、
同政策専門員 土田和久、同主任 渡辺健一
同主事 吉田英樹・浅野晴也
総務課長 広野義徳、総務課副参事 前山正則、
【欠席者】 委員 田中 進（敬称略）

1. 開会

2. 会長あいさつ

会長：皆さん、こんばんは。今回、平成 25 年度 2 回目ということでございますが、先ほど部長さんの方からお話がありましたように、検証・チェックを行うということは、市にとっても市民にとっても重要かと思えます。上半期が終わりまして、順調にいつているものもあれば、そうではないものもあるかと思えます。市民の皆さんの目線でご意見を賜ればと思えますのでよろしく願いいたします。

3. 議題

会長：それでは、早速議題の方に移りたいと思えます。まず、議題の（1）燕市行政改革大綱後期実施計画「平成 25 年度実施計画」の取組状況について事務局の方から説明をお願いいたします。

（事務局：資料 1 に基づき説明。）

会長：ありがとうございます。ただいま事務局からやや遅れている 3 項目について説明がありましたが、全体を通しては次の資料 2 で説明があらうかと思えますので、この 3 項目についてご意見がありましたら、挙手の上、どなたからでも結構ですので、ご発言いただきたいと思えます。

委員：「自動販売機設置場所の貸付の入札実施」と「公共施設使用料等の検討」に関しては千円単位の話で、ここでこれを吟味してもどうなのか、と思う。あと、「幼稚園、保育園の適正配置、民営化の推進」ではどんどん民間委託ということで、市の仕事を民間におろしている訳だが、民間の活力や民間の労働

力・雇用を受け止めるのならいいが、市の職員が多くいる中で、主の目的とはどこにあるのか。

事務局：自販機の件につきましては、今回試行した部分についてはそれほどの効果がなかった、ということでございます。全体的な自動販売機の設置のあり方という部分についても計画を載せてあったわけではありますが、先ほど話があったように、福祉団体の関係等を考慮して、これから検討していくということがあります。それから、指定管理の関係ですが、民間の活力を導入しながら、民間のノウハウを生かした中で、住民サービスの向上を図りながら、なお、経費の削減ということも考慮してございます。また、指定管理を導入しながら職員については定員適正化計画の中で削減しています。指定管理の導入と職員の削減のバランスの中で、指定管理を導入したから、その分職員が楽になるということではなく、定員管理の中で進めていくということですのでよろしくお願いたします。

委員：自動販売機の設置台数ということで、財政的効果を25年度には300万ということで積算されていますが、これは何台分の積算効果でしょうか。

事務局：あくまでも計画を立てた平成24年度の時点でありまして、この時、類似団体では自販機の入札が好調だった時期であります。この時は自販機8台で120万円の効果が出るという事例がありました。そうした中で、計画としてこのように見込んでいたところです。ただ、現状はそれを下回っていますので、今後の計画の見直しが必要と考えているところです。

会長：ちなみに今の話だと、1台15万で、20台300万ということでしょうか。それが、燕の場合だとなかなか効果が出なかったということですね。なかなか厳しいですね。

委員：ここで自販機のことを問題になることが良く分からなくて、自販機設置の基準はなんだろうということです。吉田公民館にも自販機がありますが、表に出たところにも民間のお店があつて自動販売機があつたりすると、メニューの自分の好みでわざわざ出て行ったりするので、無いところに設置するのは便利かと思うんです。そういうことで、自販機を設置することが可能か否かの基準がなんなんだろうと思いました。つまり、コンビニや民間で賄えるところは良いと思いますが、そうではないところはあっても良いかなという感想は持っています。それから、17ページと18ページのところで、「公共施設使用料の検証」ですが、公共施設の役割は何かというところを考えるとポイントが違ってくると思うんです。使用料が維持管理費に対して10%に満たないのに、それをやるって意味を考えますと、どういう位置づけをしているかによって考え方が違ってくると思います。たとえば、金額のことだけ言えば、「公共施設の統廃合・機能の見直し」とも関係してきますが、平等を考えるかによって違ってくると思います。たとえお金がかかっても福祉団体に使ってもらうことに全体の市政の中で、それは意味があるのか。そこら辺はどういう風に考えればいいんでしょうか。

事務局：まず、自販機の関係ですが、行革の観点から可能であるというものにつ

いては、たとえばこの庁舎であれば、この庁舎の一部を本来の目的ではないところで貸すということで基準がありまして、建物の使用料をいただいている。それを入札にかけるとそういった基準ではなくて、もっと儲かるところは基準設置料よりも多い金額で入札してくる。ということが、一時他の団体で流行っていたという中で、新たな財源の創出としてこれを検討したということでございます。そしてそのやり方を2つの箇所でも検討してみました。産業史料館は入札でありましたが、思ったような結果は出なかったのので、福祉団体との関係も考えながら、今後検討していきたいという事でございます。

それから、公共施設の使用料であります。使用している人と使用していない人との受益者負担の関係で、それが今の段階で10%になっていないということからは、使用していない人の観点からいけば公共性が欠けるのではないだろうか。というようなところを施設の使用料や経費を見ながらそれが適当なのかどうかを検証したいということでございます。たしかに、福祉団体への対応でいえば、減免で対応するなど施設によって変わってくる場所もありますので、そういったところも併せて検討していきましょうということです。

会長：なかなか自販機は歳入を増やすためにやってみたけど、上手くいかなかったということで、難しそうですね。ただ、これからも民間を圧迫しない程度に置いていていただきたいと思います。仮に置いたとしても100万単位というのは難しいでしょうか。

事務局：難しいと思います。

委員：単純な質問ですが、自販機の施設の精査が遅れているというネックはなんなんですか。

事務局：先ほどもお話があったように、指定管理者制度の導入を進めている関係で、施設の中で自販機を設置することがいろいろ変わってきております。もともとの計画を立てているときは状況が変わっていますので、状況を調べているところでございます。

委員：確認ですが、民間に委託していく効果と職員の定数削減の効果のバランスはしっかり取れているということによろしいんですね。

事務局：はい。

会長：そのためにやっているということですよ。この3点についてよろしいようでしたら、次の全体の話に進めさせていただきたいと思いますが、市では順調と見えても皆さんからすればそうではないかもしれませんので、そのあたりも含めて次のところに入っていきたいと思っております。それでは、資料2の行革トピックスの説明を事務局からお願いいたします。

(事務局：資料2に基づき説明。)

会長：ありがとうございます。今事務局の方から資料2の説明があった訳ですが、かなり様々な取り組みをされていることが分ったかと思っております。資料1にも全体の話がありますので、説明のあったこと以外も含めまして全体を通してご意

見をいただければと思います。

委員：資料2の5ページの職員数の推移について教えていただきたいのですが、下から4行目の部分について、勤務時間が7.75時間という表記ですが、こういう使い方をするんですか。

事務局：60分とした場合、45分ということになりますが、60分を100とした場合、75ということでございます。75/100ということでもあります。

委員：それとフルタイムの臨時職員の数が増えていて、そういう方々は自分はそのような身分だからしょうがないと承知なさっているから問題ないのかもしれませんが、正職員と同じ時間を臨時職員が働いていて不満や問題はないんでしょうか。

事務局：7.75時間勤務の臨時職員はそのほとんどが、出先で保育園勤務でございます。保育補助ということで、正職の補助を行っています。当然募集の段階で7.75時間ということで募集をしまして、いろいろな勤務形態があるなかで、7.75時間の臨時職員はそのほとんどが出先の保育園ということですよ。

委員：この委員会とは関係ないかもしれませんが、臨時の方からすれば、同じ仕事をしているのに何故待遇が違うのだらうと不満もあるかと思うので、そのあたりが均等になればいいなと思いました。

委員：私の姉が臨時で保育士をやっていますが、臨時でやっている側としては納得してやっているもので、問題は無いと思います。

会長：様々なご事情の中で、ご自分に合った勤務形態を見つけていただくようにということで、私も大学で正規の職員かと思ったら臨時ということも結構多いんです。3人に1人位はという感じです。

委員：1ページ目の「ジェネリック医薬品の利用促進」ということで、平成24年の見込み7百万に対して実績15.5百万ということですが、これから毎年見込みの変更・見直しはしないのですか。

事務局：今の見込みの変更ということですが、新しいものに変更することを検討していきたいと考えています。

委員：見込みが見込みではなくなっていますよね。例えば、3ページ目もそうですけど、24年度の見込みが5百万に対して実績が44.3百万円となっていて、それでいて25年度の見込みがまた5百万となっている。これは毎年見込みの見直しをしていくことが正しいんじゃないかと思います。

会長：思いのほか効果が上がったという表れでもあると、ただ、あまりにも低すぎると目標値として見直ししていくべきじゃないかということですね。

委員：この中では触れられていませんが、議会についてはどうなんですか。

会長：それは議会改革ということで、議会の行革ということでしょうか。

委員：そうです。

事務局：議会部門の方でも、もちろんやっております。特に新庁舎へ変わった中で、議会の設備・会場が変わっている中で改革も図られていますが、一般行政の方でこれを掲げるということにはなりませんので、よろしく願いいたします。

会長:例えば議会側で行っている取り組みの情報提供を依頼するということが可能でしょうか。

事務局:それでは、次回年度の取り組み結果を検証していただくということになりますので、その時に議会から資料として情報を提供してもらうことを検討させていただきます。

会長:議会と執行部は違いますが、我々から情報提供を求めることによって、そちらもちゃんとやって下さいというメッセージを送ることは重要だと思いますので、是非ご検討いただければと思います。

委員:ジェネリックの問題なんですけど、ジェネリックは特許の切れた薬品を同じ成分で作っているものを市が勧めているということだと思いますが、これは市が勧めるべきことなのかな、と。お医者さんと個人の判断でやるべきものであって、ジェネリックに何か薬害などの問題があった時に、それを市が勧めているのであれば市も訴訟の対象になるのではないかな。市が勧めるべきことなのかなという感じがする。私の知り合いのお医者さんでも病院の外に薬局があったが、何かもめたようで自分のところで薬を出すことになった。そうするとジェネリックも出すことができるようになり、また5人いた薬剤師の方は結局職を失った。こういったことがあると、市が1丁目1番地でやっているのはどうなのかなと思う。後でとんでもないことになった時にどうするのかと。

事務局:ジェネリック医薬品を市として強制ではありませんが推進していますよというのがあります。ただ、特許の切れた新薬とジェネリック医薬品は成分も効き目も一緒ですよということで、国も医療費削減ということもあり推奨しています。市としては、必ず変更してくださいということではなく、変更を推進しているということです。

会長:いわゆる事故やリスク等の報告はされていないですか。

事務局:ないです。昨年から市で行っていますが、そういった声はあがっていないです。

委員:報告があがってないというもとにやっていて、血友病でもそうだったが、後でとんでもないことが起きた時にどうするのかと。根本は害がないんだよ、と大丈夫なんだよと、言ってもそれが崩れた時が怖いんじゃないんですか。決して強制ではなく、市としては推奨しているだけですよ、と言っても私たち個人が勧めるのと市が勧めるのでは言葉の重みが違う。そういった中でこの資料で1丁目1番地に持ってきて、はたして良いのか。

会長:薬害になるかならないかはジェネリックに限らず起こりうるけれども、仮にジェネリックに粗悪な物が出てきた場合にそのリスクは誰が負うのか。ということですよ。ちなみに、このジェネリック医薬品の利用促進をしている自治体というのはあるんでしょうか。

事務局:県内の自治体に関してはほとんど実施していると認識しています。国の方でも推奨していますし、欧米の普及率が50~60%となっています。その中で日本では10~20%という数字なので、そういった現状があり、開発費の少ないジェネリック医薬品の使用を推奨していくという国の施策になっていま

すので、それが大きな柱となっています。

会長：国の政策にのっとってやっているということですね。それともう一つは、国保会計がそれだけ厳しいということですね。ここには出てきませんが、国保会計は一般会計から繰り入れをしているんですか。

事務局：燕市の場合は、いわゆる国保会計が赤字になったから一般会計から繰り入れるということはやっておりません。法定分の繰り入れのほかは、人間ドック関係の助成分ということで、国保会計に2,000万円ほど入れておりますが、それ以外の繰り入れはやっておりません。

委員：私も以前、県立病院の前の薬局で、「ジェネリックにしますか？差額がこのくらいになりますよ。」という話をされて、同じ効き目と言っていたので、お財布が軽い方が良くからジェネリックにしたんですけど、そういうように患者が選択する余地がある場合は、そういう視点も今の方は持ってらっしゃるので、市の方がいくら言われても、個人で判断されているかと思えます。個人で考えるようになっているのではないのでしょうか。

会長：難しいかと思いますが、幸いにして今まで問題になった事例はないということでしょうかね。

委員：最後に公に出すときに文章にして逃げ道を作っておけばいいんじゃないでしょうかね。あと、もう一つなんですけど、正職員と臨時職員で同じ仕事をしているのにこんなに差があって良いものなのかな、と前から思っていたし、正職員がこれだけ減っているのに臨時職員が増えているという状況なわけですよ。その内訳はほとんどが保育園ということでしたけども、子どもの数がこれだけ減っているのに、臨時職員が増えているというのは、この数字から見るとよく分からないんですが。

事務局：委員のご指摘のとおり、臨時職員が年々増えているという状況でして、特に保育園・幼稚園、学校関係の介助員とか特殊な事業に関して雇用する臨時職員が増えております。補助的な仕事を中心と思われませんが、子どもたちが減っているのになんで臨時職員が増えているのか、というご指摘でしたけれども、0歳児保育・未満児保育・障がい児保育や早朝・延長保育といった形で行政に対する要望が拡大しているという意味で、そういった臨時職員が増えているというのが現状でございます。また、学校教育においても障がい児の方に介助をつけて授業を行う介助員とか、学習指導補助員という形で、教師と一緒に教室に入って補助的な立場で指導していくとか、昔なら考えられない事だったんでしょうけども、今は需要が増えております。そのようなことで、臨時職員が増えているということに表れていると思えます。事務職が臨時職員に移行しているということではなくて、事務職の場合は、病気で休んでいるとか、産休の代替だとかが中心でございまして、増えている要因というのは今私が言ったようなことが要因で増えているということでございますので、よろしく願いいたします。

委員：そのための民営化という目的もあるわけですね。分かりました。

会長：私の方から、今の話なんですけど、今の増えているということを示す資料

はないんですか。たとえば、5年前から子どもの数は減っているんだけど、臨時は増えているということ、議会向けでも示す資料はないんですか。やはり、行革の場合、言葉で説明するのも大事なんですけど、具体的な形で示していただくこと、また、それを各部局に投げかけることが役割かと思います。先程の議会の話も議会へ投げかけるということを通じて、いろいろなところが行革の意識をしっかりと持っていくということが大事だと思います。

委員：資料1の31ページ、32ページですが、指定管理者制度の導入というところですが、私は図書館のボランティアもやっております、TRCという会社がやっていて1年たつんですけど、以前の年度と今との違いはデータとしてまだ出ていないのでしょうか。

事務局：ご指摘のとおり、図書館の指定管理につきましては、今年の4月から導入させていただいております。正式な資料はこれからですが、担当課の話によりますと、利用者数と貸出し図書数も増加傾向にあると聞いております。

会長：またそれは具体的なものが示されるのでしょうか。

委員：来年度になりますか。

事務局：そうです。また、ちゃんとしたものが出てきます。

委員：15ページの「幼稚園・保育園の適正配置、民営化の推進」とありまして、25年度吉田南地区の民営化ですが、ここは民営化ということだと思っておりますけども、これ以降は民営化ではないと思っておりますが、その判断基準はどういうものでしょうか。民営化を推進して、統廃合するのであれば、そこをそのまま民営化という考え方もあるかと思っておりますが、そのあたりの基準はあるのでしょうか。

事務局：基準というよりも教育委員会の方では検討しながら準備を進めているところがございます、燕・吉田・分水地区にまず一つずつということで鋭意検討しているところがございますのでよろしく願いいたします。

会長：今日重要な指摘がいくつもありましたので、いつも言っていることですが、行革はこの中だけでやっていくのではなくて、各課に真剣に取り組んでいただく、様々な質問・ご指摘等を関係部局に投げかけていただくことで、次回以降その成果や資料を出していただければと思います。それでは、最後にその他ということで、事務局の方から説明をお願いいたします。

4. その他

(事務局説明)

会長：ということで、今回は今年度の見込について各委員の皆さんからご指摘をいただくということでございますので、よろしく願いいたします。他に特にございませんでしたら、本日予定していた審議事項は全て終了ということになります。どうも、皆さんお疲れ様でした。